

# 沼津市立沼津高等学校国際理解教育研究事業補助金交付要綱

平成10年7月16日市長決裁

(趣旨)

第1条 市長は、沼津市立沼津高等学校の国際理解教育の向上を図るため、沼津市立沼津高等学校生徒（以下「生徒」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「国際理解研究活動」とは、海外に渡航し、諸外国における生活習慣や言語を直接体験、研究することにより、語学力を向上させるとともに、国際交流や相互理解の増進を図る活動をいう。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、国際理解研究活動に要する経費の2分の1以内とし、生徒一人あたり150,000円を上限とする。

2 補助金は、当該生徒の保護者に交付する。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成10年度分の補助金から適用する。

付 則（平成22年6月1日副市長決裁）

この改正は、平成22年6月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。